□ 就労環境整備計画書

事業所確認票

※ 次のいずれの添付書類として提出するのか、該当するものに「✔」してください。

		□ 就穷環境整 □ 支給申請書	備計画 変更書						
	し 申請導		社)を含む全ての『	事業所につい	ハて記	入してください。			J
							事業所数		事業所
							(計	枚中	枚目)
(①事業所名			②雇	用保険適用事業所番号			
		③雇用労務責 任者氏名			④雇 有無	用労務責任者の周知の	_ 7	有・□	無
)	※1 就労環境整備計画の提出時は、以下⑤、⑥欄に記入してください。就労環境整備計画の変更時は記載の必要はありません。 ※2 支給申請時は、以下⑤、⑥、⑦、⑧欄に記入してください。							
			き」の期間に離		人	⑥⑤のうち、定年退職 解雇した者等を除いる			人
			き」の期間にお : 外国人労働者数		人	8⑦のうち、定年退職 解雇した者等を除いる			人
()	①事業所名			②雇)	用保険適用事業所番号			
		③雇用労務責 任者氏名			④雇 有無	用労務責任者の周知の	_ 7	有 ・ □	無
		※1 就労環境整備計画の提出時は、以下⑤、⑥欄に記入してください。就労環境整備計画の変更時は記載の必要はありません。 ※2 支給申請時は、以下⑤、⑥、⑦、⑧欄に記入してください。							
		⑤裏面「注意書 職した日本人	き」の期間に離 、労働者数		人	⑥⑤のうち、定年退職 解雇した者等を除いる			人
			き」の期間にお 上外国人労働者数		人	⑧⑦のうち、定年退職 解雇した者等を除いる			人
(①事業所名			②雇	用保険適用事業所番号			
		③雇用労務責 任者氏名			④雇 有無	用労務責任者の周知の	_ 7	有 ・ □	無
)	※1 就労環境整備計画の提出時は、以下⑤、⑥欄に記入してください。就労環境整備計画の変更時は記載の必要はありません。 ※2 支給申請時は、以下⑤、⑥、⑦、⑧欄に記入してください。							
		⑤裏面「注意書 職した日本人	き」の期間に離 、労働者数		人	⑥⑤のうち、定年退職 解雇した者等を除いる			人
			き」の期間にお 上外国人労働者数		人	8⑦のうち、定年退職 解雇した者等を除いる			人
(①事業所名			②雇)	用保険適用事業所番号			
		③雇用労務責 任者氏名			④雇 有無	用労務責任者の周知の	_ 7	有・□	無
)	※1 就労環境整備計画の提出時は、以下⑤、⑥欄に記入してください。就労環境整備計画の変更時は記載の必要はありません。 ※2 支給申請時は、以下⑤、⑥、⑦、⑧欄に記入してください。							
		⑤裏面「注意書 職した日本人	き」の期間に離 、労働者数		人	⑥⑤のうち、定年退職 解雇した者等を除いる			人
		⑦裏面「注意書	き」の期間にお :外国人労働者数		人	8⑦のうち、定年退職 解雇した者等を除いる	又は重責		人

【提出上の注意】

- ・ 本様式は、「就労環境整備計画書の提出時」、「支給申請書の提出時」にそれぞれ作成し、提出してく ださい。また、就労環境整備計画を変更する場合も、その変更内容によっては本様式の提出が必要です。
- ・ 記入欄が不足する場合は、本様式を2枚使用する等して提出してください。その場合は「(計 枚中 枚目)」欄に「(計2枚中1枚目)」、「(計2枚中2枚目)」と記入してください。

【記入上の注意】

- 1 申請事業所(通常は本社)を含む全ての事業所について記入してください。
- 2 事業所が複数となる場合は、「()」に通し番号を記入してください。
- 3 ①、②欄は、事業所名、雇用保険適用事業所番号を記入してください。
- 4 ③、④欄は、就労環境整備計画書の提出時は選任予定の雇用労務責任者(※1、2)の、支給申請書の 提出時は選任した雇用労務責任者の氏名等を記入してください。

なお、雇用保険被保険者(短期雇用特例被保険者、日雇労働被保険者を除きます。)である外国人労働者が就労していない事業所については、記入の必要はありません。

- ※1 雇用労務責任者とは、就労環境整備措置への取組み、外国人労働者からの相談への対応、その他外国人労働者の就労環境の整備等に関する事項の管理業務担当者であり、本助成金を申請する場合は、雇用保険適用事業所ごとに選任し、また選任したことを外国人労働者に周知する必要があります。
- ※2 雇用労務責任者は当該事業所において雇用されている労働者である必要があります。専任の者を配置する必要はなく、外国人雇用管理業務を担当する人事課長等の兼任としても差し支えありません。また、国籍、就労(経験)年数等の基準は設定しておりません。当該事業所において、雇用労務責任者として適当な者を選任できない場合は、当該事業所の事業主又は役員が雇用労務責任者になることができますが、その場合であっても、当該雇用労務責任者が同時に複数の事業所の雇用労務責任者になることはできません。
- 5 ⑤欄、⑥欄は、「就労環境整備計画書の提出時」、「支給申請書の提出時」ごとに、それぞれ次の期間 に離職した雇用保険一般被保険者(注)である日本人労働者数を記入してください。
 - ⑥欄の「定年退職又は重責解雇した者等」とは、定年退職者、重責解雇者の他に、役員昇格、労働者の個人的な事情による労働時間の短縮等により雇用保険一般被保険者資格を喪失した者を含みます。

「就労環境整備計画の提出時」

- ・ 計画書提出日の12か月前の日の属する月の初日から計画書提出日の属する月の前月末までの期間 「支給申請書の提出時」
- ・ 就労環境整備計画期間の末日の翌日から起算して 12 か月を経過する日までの期間
- 6 ⑦欄、⑧欄は、「支給申請書の提出時」にのみ、次の期間に離職した雇用保険一般被保険者(注)である外国人労働者数を記入してください。
- ⑧欄の「定年退職又は重責解雇した者等」とは、定年退職者、重責解雇者の他に、役員昇格、労働者の個人的な事情による労働時間の短縮、在留期間の上限を満了したことに伴い母国等に帰国したことにより雇用保険一般被保険者資格を喪失した者を含みます。
 - 就労環境整備計画期間の末日の翌日から起算して12か月を経過する日までの期間
- 7 事業所が他都道府県にまたがる場合も全て記入してください。
 - (注)雇用保険一般被保険者には、「短期雇用特例被保険者」、「日雇労働被保険者」、「高年齢被保険者」は含みません。 ただし、事業主の全ての事業所において就労する労働者が「高年齢被保険者」のみである場合は、「高年齢被保険者」である 日本人労働者又は外国人労働者の数を記入してください。